電子契約システムの導入

【総務部 契約局 総務委託物品課】

事業者の利便性向上と業務負担の軽減、また、大阪府における事務の効率化、簡素化の実現を目的として、情報通信技術を利用した契約手続きに係る総合システムを令和７年１月より開始

これからの契約は・・・ オンライン　ペーパーレス　マルチデバイス

契約手続きがより便利に使いやすく「いつでも」「どこからでも」アクセス可能

■手続きの流れ

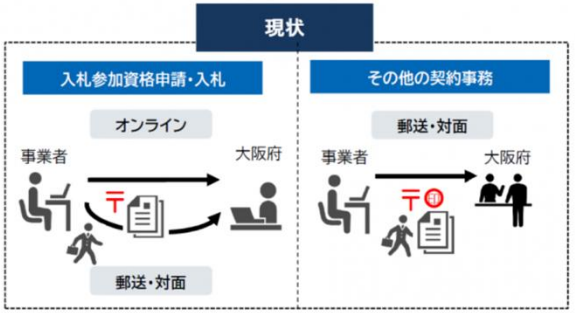

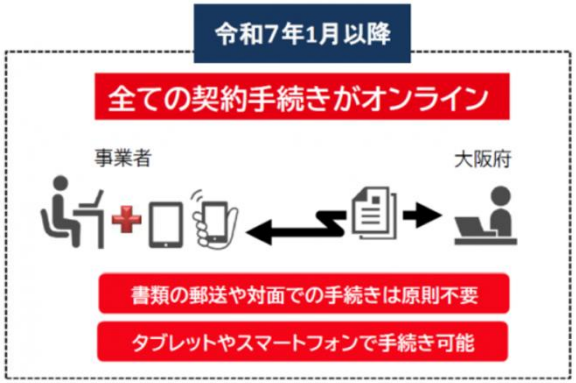

《 電子契約のメリット 》

いつでも、どこからでも

・オンラインにより24時間、365日、自由な媒体で手続きが可能。
・手続きの進捗状況がウェブ上で確認でき、進捗管理がスムーズに。
・タブレット端末やスマートフォンから利用可能。＊３

労力・コスト等の削減

・電子契約＊４で契約締結した場合には印紙税は不要。
・オンライン・ペーパーレスにより、提出書類の印刷、製本、押印、郵送など、従来の紙書類による事務作業が不要になり、事業者の事務負担が削減。

スピーディな手続き

・書類の送付、やりとりが不要となり、手続期間が短縮。
・事業者から府への問い合わせや、府からの連絡をオンラインで行い、回答時間や双方のやりとりに関する時間を短縮。スピーディな手続きが可能に。

データ管理の効率化等

・データで契約書類を管理することで、契約書類の検索性、業務効率が向上。
・提出書類の保管場所が不要になることに加え、物理的に提出書類の管理が不要となり、管理労力が削減。

(＊３)入札手続きは、パソコンのみの利用となります。　(*4)従来の紙の契約書に署名・押印することに替え、電子文書に電子署名をし締結する契約